都市住宅学会賞・業績賞の推薦募集について

公益社団法人 都市住宅学会 業績賞委員会

後援　国土交通省

　都市住宅学会では、2006年より、都市住宅学、都市住宅計画・事業、都市住宅政策等に関する優れた業績を、「都市住宅学会賞・業績賞」として表彰してきました。

　2019年度より、「国土交通大臣賞」を新設し、業績賞応募対象の中から、学際的な学術研究分野である都市住宅学の観点から見て優れたもので、かつ、特に都市住宅政策の発展に寄与する優れた業績を表彰することといたしました。

　つきましては下記要領により、2020年業績賞の推薦を募集いたします。

なお2020年の選考においても、従来の単体事業にくわえ、2011年より表彰対象としてきた、複数事業の集合体（１(2)参照）に関する業績を、選考・表彰することといたします。

奮っての応募を期待いたします。

記

１．業績賞の表彰対象について

　　都市住宅学会賞・業績賞では、次の業績を対象に選考・表彰を実施しています。

「都市住宅学、都市住宅計画・事業、都市住宅政策等に関する優れた業績」。アカデミズムのみならず、実務上の業績も表彰対象となり、例えば次のプロジェクトを含みます。

①　都市住宅等の計画・設計・施工等に関するプロジェクト（計画・設計段階のものを含む）

②　国、地方公共団体等による都市住宅政策（法令・要綱・税制・予算等）

③　都市住宅等に関する新商品・新技術・新ビジネスモデル・新プロジェクトスキーム等の開発

④　都市住宅学に関する教育・出版・研究助成等事業

⑤　その他NPO、任意団体を含む団体又は個人による都市住宅への取り組み

(1)　 単体事業

(A)ある時期に、特定の地点・地域・分野で実施された、都市住宅等プロジェクト、都市住宅政策、新商品等開発、教育・出版・研究助成等事業など

の単体事業を選考・表彰の対象とします。

(2)　 複数事業の集合体

　 2011年から表彰対象としている、統一的なコンセプトにもとづいて実施された下記(B)、(C)又は(D)に示す複数事業の集合体である「都市住宅学、都市住宅計画・事業、都市住宅政策等に関する優れた業績」を選考・表彰の対象といたします。

(B)同一時期に、異なる地点で実施された複数の都市住宅等プロジェクト、異なる地域・分野で策定された複数の都市住宅政策、異なる分野で実施された複数の新商品開発や教育・出版・助成事業など

(C)長期間に亘り、同じ地点で実施された複数の都市住宅等プロジェクト、同じ地域・分野で策定された複数の都市住宅政策、同じ分野で実施された複数の新商品開発や教育・出版・助成事業など

(D)長期間に亘り、異なる地点で実施された複数の都市住宅等プロジェクト、異なる地域・分野で策定された複数の都市住宅政策、異なる分野で実施された複数の新商品開発や教育・出版・助成事業など

単体事業、複数事業の集合体ともに、個々の事業が単独機関の実施した事業であるか、複数機関の実施した共同事業であるかを問いません。また事業主体が、複数事業間で異なる場合も対象といたします。例えば、A社が事業Xを、A社+B社が事業Yを、C社が事業Zを実施した場合であっても、統一的コンセプトにもとづいて実施された事業であれば、事業X、Y及びZからなる複数事業の集合体も、業績賞の選考・表彰の対象となり得ます。

さらに統一コンセプトに基づいて実施されたものであれば、都市住宅プロジェクト、都市住宅政策、新商品開発、教育・出版・助成事業といった類型を超えた複数事業の集合体も対象とします。

(3)表彰対象に関する留意事項

①　都市住宅学会員によるプロジェクト参画の有無を問いません。また受賞候補者として適切な該当者が特定され得ない業績の推薦も受け付けます。

②　出版事業に関しては、著作賞が書籍そのものを評価して著者に授賞するのに対して、業績賞は事業それ自体を評価して出版に関わった者に授賞するという違いがありますが、書籍自体は双方の受賞対象となり得ます。

③ 「都市住宅」とは「都市＋住宅」であって「都市の住宅」ではありません。都市に関する業績も、住宅に関する業績も、ともに選考・表彰の対象となります。

２．表彰について

業績賞を受賞した業績に参画した団体及び個人に対して、それぞれ表彰状を授与いたします。なお、本業績賞は、表彰時点で、表彰年度を含めて３か年に亘り継続して会員である個人・団体を受賞対象者とします。（ただし会員継続期間が２年以下であるとき、既納分を含めて３か年分の会費を納入した場合には、資格要件を満たすこととします。）

３．推薦方法等

(1)　推薦資格……公益社団法人都市住宅学会正会員（個人会員に限る）より、1名当たり1件迄の推薦を受け付けます。自薦・他薦の別を問いません。

(2)　2020年業績賞への応募要件

①　単体事業

2014年10月1日以降、2019年9月30日迄に、日本国内で事業等が実施され、かつ、社会に対して好ましい影響を与えたと評価できる事象が生じたもの。

（※）｢事業等が実施された｣とは、都市住宅に関する開発・建設事業の竣工、計画・設計の公表、政策に関する法令・要綱等の施行、新商品等開発の公表・販売開始等をいいます。

②　複数事業の集合体

日本国内で業績等が実施され、かつ、2014年10月1日以降2019年9月30日迄に社会に対して好ましい影響を与えたと評価できる事象が生じたもの。

４．応募方法

 (1)　都市住宅学会HP（http://www.uhs.gr.jp/annai/gsyo/index.html）より推薦書及び記入要領をダウンロードして下さい。HPへのアクセスができない方は、下記宛に、返信用封筒（長3サイズ<235×120mm>に宛先を記入して84円切手を貼付したもの）を同封し、郵便によりご請求下さい。折り返し、推薦書及び記入要領を返送いたします。

 (2)　推薦書に所定事項をご記入いただき、概要書等を同封のうえ、ご提出下さい。電子メールによる提出も認められます。

 (3)　提出期限　**2020年1月17日（金）当日消印有効**

５．選考及び表彰について

 (1)　公益社団法人都市住宅学会表彰規定に基づき、複数の審査員の評価を踏まえて、受賞業績及び受賞者を決定いたします。

 (2)　受賞業績及び受賞者については、2020年度通常総会（2020年5月27日）において公表し、表彰いたします。

６．提出先・推薦用紙請求先等

 (1)　提出先・推薦用紙請求先

　　　　〒102-0071　東京都千代田区富士見2-7-2ステージビルディング

公益社団法人都市住宅学会・業績賞委員会宛

 (2)　問い合わせ先

　　公益社団法人都市住宅学会事務局

TEL：03(5211)0597　　FAX：03(5211)1425　　E-mail：t-info@uhs.gr.jp

**2020年都市住宅学会賞・業績賞推薦書**

|  |  |
| --- | --- |
| １．業績の名称 |  |
| ２．実施主体　　※１・団体・個人名とも可・連名も可 |  |
| ３．受賞候補者　※１・団体・個人名とも可・連名も可・団体の場合は代表者　氏名及び連絡担当者　名を併記・連名の場合は代表者　１名を記入し、全員　を記した別紙を添付 | 個人氏名又は団体名・代表者氏名　 | （ふりがな） |
| 連絡先住所 | 〒 |
| 連絡担当者(団体の場合) | [役職][氏名] |
| TEL |  | FAX |  | MAIL |  |
| ４．推薦者 | 氏名 | （ふりがな） |
| 住所 |  |
| TEL |  | FAX |  | MAIL |  |
| ５．付属資料リスト |  |
| ６．業績概要・200字程度 |  |
| ７．推薦理由・200字程度 |  |

 ※1　受賞候補者が特定できない場合など、記入できない欄がある場合は、空欄のままご提出ください。

　※2　スペースが足りない場合は、別紙にご記入ください。

　※3　業績が単体事業または複数事業の集合体のいずれを前提とするのかについて、「6.業績概要」および「7.推薦理由」

 　　　にわかりやすくご記入ください。

（参考）業績賞・推薦業績概要書の作成要領

１．様式

 (1)　A4用紙1～2頁程度（最大6頁程度以内）で作成下さい。レイアウトは自由です。またパンフレット等で代用することもできます。

 (2)　図表、図面、地図、模式図、写真などヴィジュアルな表現に留意下さい。

２．構成例（ご参考）

(1) 業績候補の内容……社会的背景、コンセプト、具体的内容、特徴　等

(2) 業績候補の評価……目的の達成度、社会的な影響・効果、業績賞候補として優れている点　等